



記者発表資料



令和 2 年 2 月 2 7 日  
教育委員会事務局  
学校教育課  
電話 245-5928  
内線 8114

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市立学校の臨時休校措置を定めました

千葉市では、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、市立学校の臨時休校の措置を以下のとおり定めましたので、お知らせします。

### 1 以下の場合、学校保健安全法第20条による臨時休校（14日間）の措置とする。

- (1) 当該校の児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- (2) 当該校の教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。

### 2 以下の場合、感染症拡大防止のため、臨時休校の措置とする。

- (1) 市立学校以外において、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された事案が複数発生するなど、地域で感染拡大の恐れがあると判断した場合は、当該地域の市立学校について一定期間休校とし、休校期間は14日間を基本とする。
- (2) 市内各所で感染症の陽性が複数確認（市立学校の複数校での新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合を含む。）され、市内全域に感染拡大の恐れがあると判断した場合は、市内の全市立学校を14日間、一斉休校とする。

### 3 適用日

令和2年2月28日

#### <参考>

#### 学校保健安全法（抜粋）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。